

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】老後生活設計に関する考察② ～収入面からの検討～	P1
【コラム】リスク分担型企業年金導入に伴う労使合意について①	P5

老後生活設計に関する考察②
～ 収入面からの検討 ～

1. はじめに

老後生活設計（リタイアメントプランニング）を考える上で、「老後の生活費はいくらかかるか」という支出面とともに重要なのが、「老後の生活費をどう賄うか」という収入面の見積もりです。前回（2018年9月号（No.605））は、前者の支出面について代表的な統計調査を基に分析しましたが、今回は、後者の収入面について解説いたします。

2. 高齢者世帯の収入の動向

(1) 無職世帯の収入の動向

総務省統計局「家計調査（家計収支編）」では、高齢者世帯の家計の動向を見る際には、**高齢夫婦無職世帯**（夫65歳以上・妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯）あるいは**高齢単身無職世帯**（60歳以上の単身無職世帯）の動向が良く取り上げられます。

直近の調査（2017年）における高齢者世帯の実収入をみると（図表1）、高齢夫婦無職世帯では209,198円、高齢単身無職世帯では114,027円となっています。内訳をみると、公的年金が大宗を占める「社会保障給付」が高齢夫婦無職世帯で91.7%、高齢単身無職世帯で94.0%となっており、**無職の高齢者世帯にとって公的年金が収入の大きな柱となっている実態**がうかがえます。

＜図表1＞高齢夫婦無職世帯および高齢単身無職世帯の収入額（2017年）

	高齢夫婦無職世帯		高齢単身無職世帯	
	月平均額 （円）	実収入に 占める割合	月平均額 （円）	実収入に 占める割合
実収入	209,198	100.0%	114,027	100.0%
勤め先収入	4,232	2.0%	0	0.0%
社会保障給付	191,880	91.7%	107,171	94.0%
その他	13,086	6.3%	6,856	6.0%

※1 高齢夫婦無職世帯は、夫65歳以上・妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯である。

※2 高齢単身無職世帯は、60歳以上の単身無職世帯である。

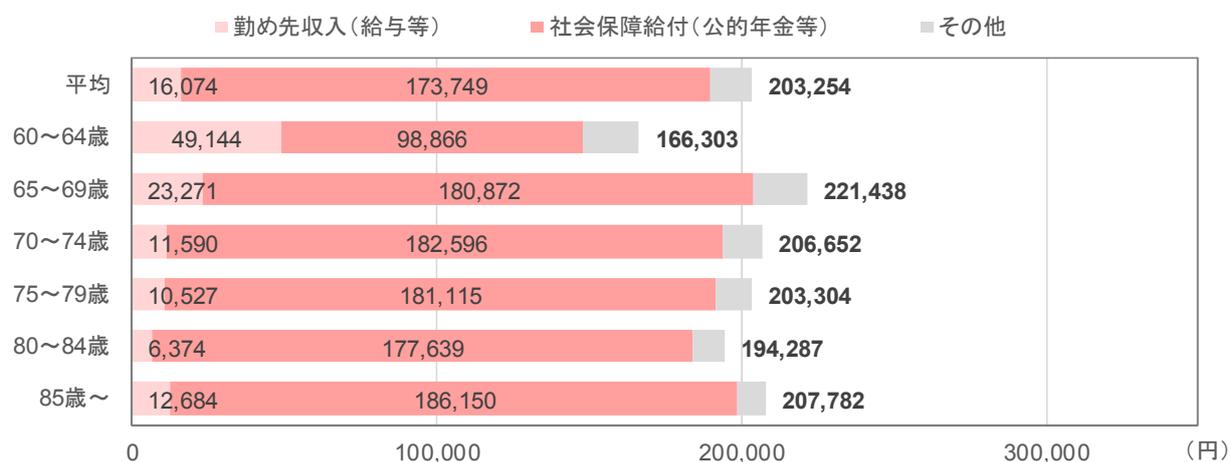
（出所）総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）」（2017年）を基に、りそな年金研究所作成。

一方、無職世帯（2人以上の世帯）の実収入の状況を年齢別にみると（図表2）、65歳以降は社会保障給付の割合が安定的に推移するため、**年齢が上がっても実収入の水準は約20万円前後で推移**します。

<図表 2> 無職世帯(2人以上の世帯)の実収入 (世帯主の年齢別・2017年)

(単位:円)

	平均	～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳～
実収入	203,254	139,917	166,303	221,438	206,652	203,304	194,287	207,782
勤め先収入	16,074	33,228	49,144	23,271	11,590	10,527	6,374	12,684
社会保障給付	173,749	78,499	98,866	180,872	182,596	181,115	177,639	186,150
その他	13,431	28,190	18,293	17,295	12,466	11,662	10,274	8,948



(出所) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)」(2017年)を基に、りそな年金研究所作成。

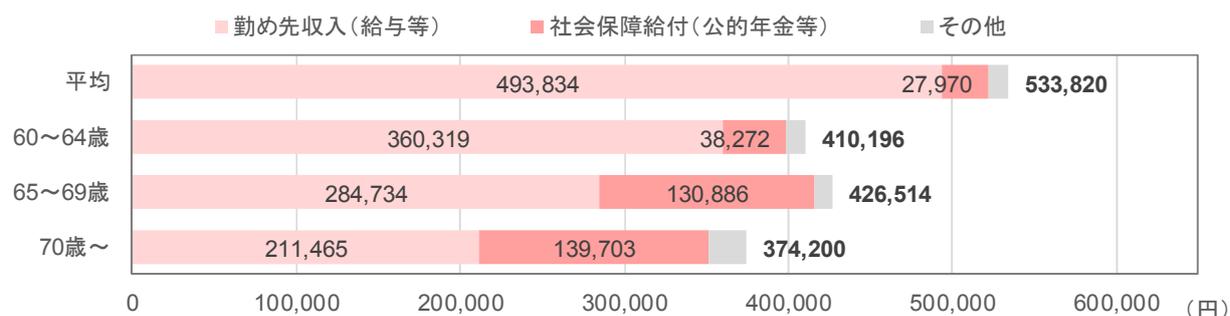
(2) 勤労者世帯の収入の動向

勤労者世帯(2人以上の世帯)の実収入の状況を見ると(図表3)、現役時代(20歳代～50歳代)は勤め先収入(給与等)が主な収入源であり、この水準は年齢とともに増加していきます。60歳代以降になると、現役時代よりも実収入の水準は減少するものの、勤め先収入(給与等)があるぶん、同世代の無職世帯よりも実収入の水準は総じて高い様子がうかがえます。

<図表 3> 勤労者世帯(2人以上の世帯)の実収入 (世帯主の年齢別・2017年)

(単位:円)

	平均	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
実収入	533,820	422,400	486,575	595,988	600,039	410,196	426,514	374,200
勤め先収入	493,834	390,086	453,240	571,303	579,640	360,319	284,734	211,465
社会保障給付	27,970	18,308	20,270	13,138	9,368	38,272	130,886	139,703
その他	12,016	14,006	13,065	11,547	11,031	11,605	10,894	23,032



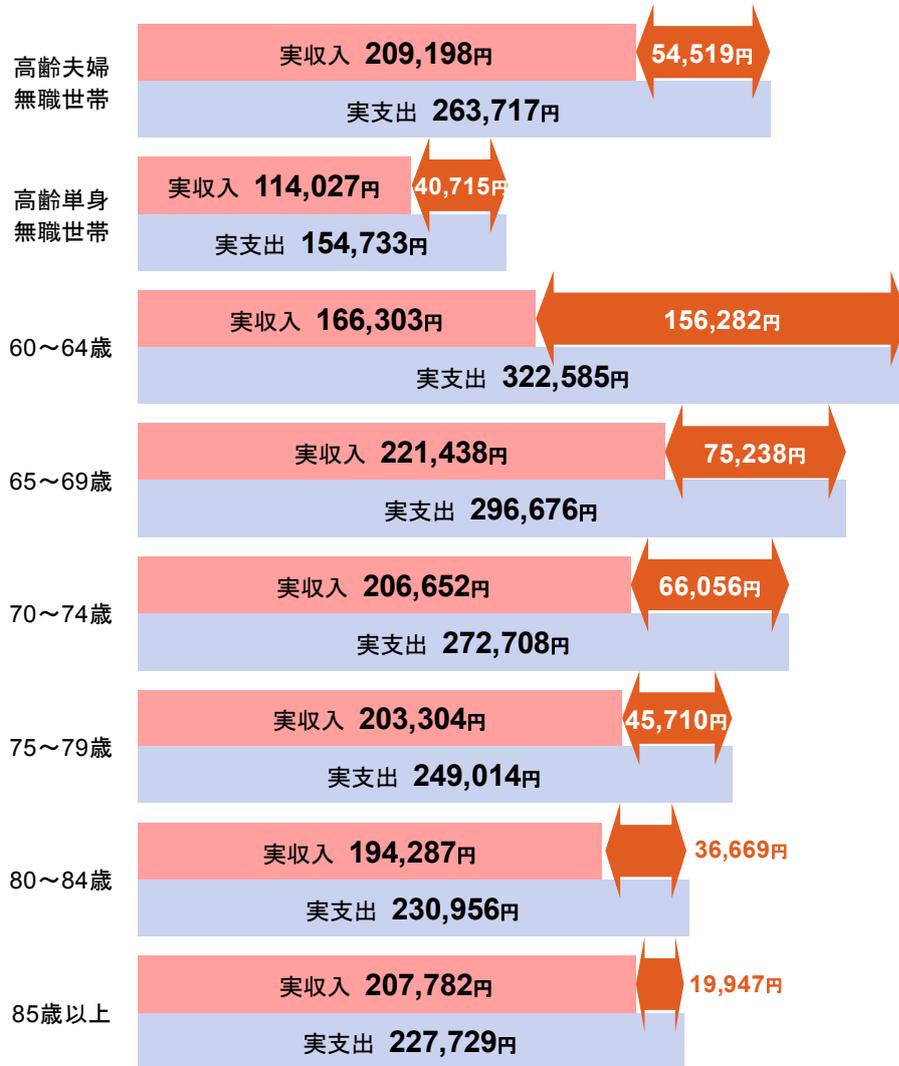
(出所) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)」(2017年)を基に、りそな年金研究所作成。

3. 高齢者世帯の家計収支の動向

高齢者世帯における、前述の「収入」の動向および前号（2018年9月号（No.605））で解説した「支出」の動向の双方を踏まえた家計収支（実収入および実支出）の状況は、図表4の通りです。

＜図表4＞高齢者世帯の家計収支の状況（2017年）

◆無職世帯



◆勤労者世帯



※ 集計の関係上、各項目の合計値が必ずしも一致しない場合がある。
 (出所) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)」(2017年)を基に、リそな年金研究所作成。

前述の通り、家計調査（家計収支編）では、高齢夫婦無職世帯および高齢単身無職世帯の動向が良く取り上げられます。双方の家計収支を見ると、高齢夫婦無職世帯では月 54,519 円、高齢単身無職世帯では月 40,715 円の収支ギャップ（赤字）がそれぞれ発生しています。これを受けて、「**老後生活の収支ギャップを埋めるためには『毎月の赤字×12 月×死ぬまでの年数』ぶんの備えが必要**」というセールストークが広く用いられているのが現状です。

しかし、無職世帯（2 人以上の世帯）の収支を年齢別にみると、年齢が上がるにつれて実支出が少なくなるぶん、**収支ギャップ（赤字）は年齢とともに縮小する傾向**にあります。勤労者世帯（2 人以上の世帯）についてみると、無職世帯に比べると実収入・実支出ともに多くなっていますが、それでも、**収支ギャップは年齢にかかわらず黒字**となっています。

4. 公的年金の給付状況

家計調査（家計収支編）では、無職世帯であれ勤労者世帯であれ、**社会保障給付（公的年金）が主要な収入源**となっている様子がうかがえます。老齢基礎年金および老齢厚生年金の給付水準に関しては**モデル年金額**が良く話題になりますが、モデル年金額は 40 年間加入すること等を前提にしているなど、実態に即していないとの指摘もあります。実際の公的年金の給付状況を見ると、2016 年度の受給者（全額支給停止されている者を除く）の平均年金月額、老齢基礎年金で 55,464 円、老齢厚生年金で 147,927 円となっており、モデル年金額と乖離している様子がうかがえます（図表 5）。

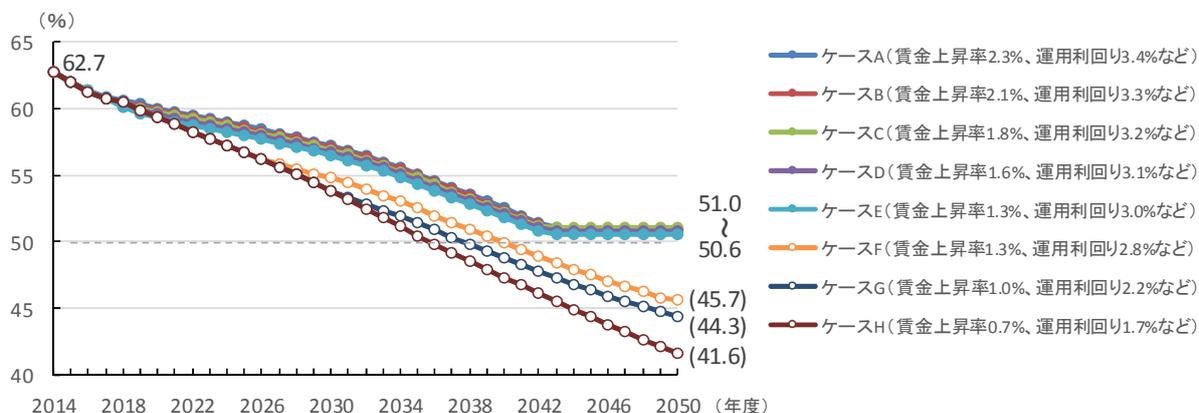
また、将来の公的年金の給付水準は、現在よりもさらに低下することが見込まれています。厚生労働省の「2014 年財政検証結果」によると、仮に人口前提が中位推計（出生中位・死亡中位）通りに推移したとしても、**所得代替率は現行の 62.7%から 50%程度まで低下**することが示されています（図表 6）。これは、現行の給付水準の約 2 割（ $= (50 \div 62.7) - 1$ ）の減少に相当すると言えます。なお、所得代替率とは「現役時代の手取り収入月額」に対する「年金月額」の割合のことであり、**名目上の年金額は上昇する見込み**であることに留意する必要があります。

＜図表 5＞ 公的年金のモデル年金月額および平均年金月額

	老齢基礎年金	老齢厚生年金
モデル年金月額 ※1 (2018 年度)	64,941 円	221,277 円
受給者の平均年金月額 (2016 年度)	55,464 円	147,927 円

※ 老齢基礎年金は、40 年間加入し保険料を満額納めた場合の金額。老齢厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8 万円）で 40 年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった場合の金額。
 （出所）厚生労働省年金局「平成 30 年度の年金額改定について」および厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」（2016 年度）を基に、りそな年金研究所作成。

＜図表 6＞ 公的年金の所得代替率の将来見通し（出生中位・死亡中位）



※（ ）は、仮に財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値（制度上は 50%で給付水準調整を終了）。
 （出所）厚生労働省年金局「平成 26 年財政検証結果」を基に、りそな年金研究所作成。

5. 結びにかえて ～ 老後生活設計における「収入」に関する留意点

本稿では、老後の収入について、代表的な統計調査および公的年金の給付状況等を概観しましたが、そこから下記のような留意点が判明しました。

(1) 老後の家計収支は人それぞれ

そもそも老後の収入および支出の水準がどの程度になるのかは、個々人の置かれた環境（年齢・住宅の有無・生活習慣 etc）に大きく左右されるものであり、**収支ギャップ（黒字・赤字）もまた個々の世帯によって著しく異なるのは当然の帰結**です。にもかかわらず、統計上の平均値（あるいは都合の良い数値）を持ち出して収支ギャップ（赤字）の存在を強調（あるいは演出）し、老後不安や老後破産を煽るメディア報道や金融商品の広告が後を絶ちません。統計上の平均値だけで判断することは、一定の目安にはなるものの、その結果を過信することは禁物です。

(2) 働けるうちは働いた方が家計収支は改善する

一口に高齢者世帯といっても、勤労者世帯の方が無職世帯よりも収支ギャップが小さい（それどころか黒字化している）様子がうかがえました。すなわち、収支ギャップが赤字になることを避けたいのであれば、**働けるうちは働いて勤め先収入（給与等）を確保**することが有効な手段となります。逆に、定年後は就労せずに引退生活を満喫したいのであれば、**現役時に相応の老後資金を準備しておく必要がある**ことを踏まえておかなければなりません。

(3) 「終身給付」の公的年金を活用しない手はない

公的年金については、マスメディアの否定的な報道が相変わらず散見されるものの、それでも現状では**老後生活における収入の大きな柱**となっています。公的年金の最大の機能は、**いったん受給開始したら死ぬまで受け取れる「終身給付」の提供**にあります。近年は、民間の保険会社もトンチン年金保険（死亡保険金や解約返戻金を少なくしたぶん生存保障を手厚くした終身タイプの個人年金保険）を盛んに推進していますが、**全国民をまとめて強制加入させる公的年金は長生きリスクに備えるための保険（社会保険）**であり、一部の層（長生きする自信のある層）だけがこぞって加入する個人年金保険よりも遥かに効率的な**トンチン年金**であると言えます。

とはいえ、前述の通り、公的年金の給付水準の長期的な低下は避けられません。そこで、公的年金の水準低下を補うための方策として、今後は**「繰下げ受給」**を選択することも検討に値します。繰下げ受給は本来の受給開始年齢である65歳よりも後に受給することにより、**1月あたり0.7%、最大5年間（70歳まで）の繰下げで年金額が42%増額**されます。しかも、増額された年金額は終身にわたり受け取ることができます。

平均余命が引き続き伸長傾向にあり、引退後の老後生活が数十年に及ぶことも想定される環境下では、公的年金という「土台」を無視してすべて自助努力で賄おうとするのが現実的ではないのと同様に、公的年金という「土台」だけを頼りにするのともだいたい無理な話です。**就労期間の延長（働けるうちは働く）や退職金・企業年金・個人型確定拠出年金（iDeCo）の活用**など、様々な方策を視野に入れておく必要があります。

<ご参考資料>

家計調査（家計収支編）（総務省統計局ホームページ）

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/2.html>

厚生年金保険・国民年金事業年報（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/nenpou/2008/index.html>

企業年金ノート 2018年9月号（No.605）「老後生活設計に関する考察① ～支出面からの検討～」

<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201809.pdf>

（りそな年金研究所 谷内 陽一）

リスク分担型企業年金導入に伴う労使合意について①

第 96 回のコラムのテーマは、リスク分担型企業年金の導入に伴う労使合意に関する、ある信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

A さん：先日、確定給付企業年金（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金。以下「従来の DB」）を実施されているお客さまから、リスク分担型企業年金（以下「リスク分担型 DB」）の導入を検討したいとのご相談がありました。

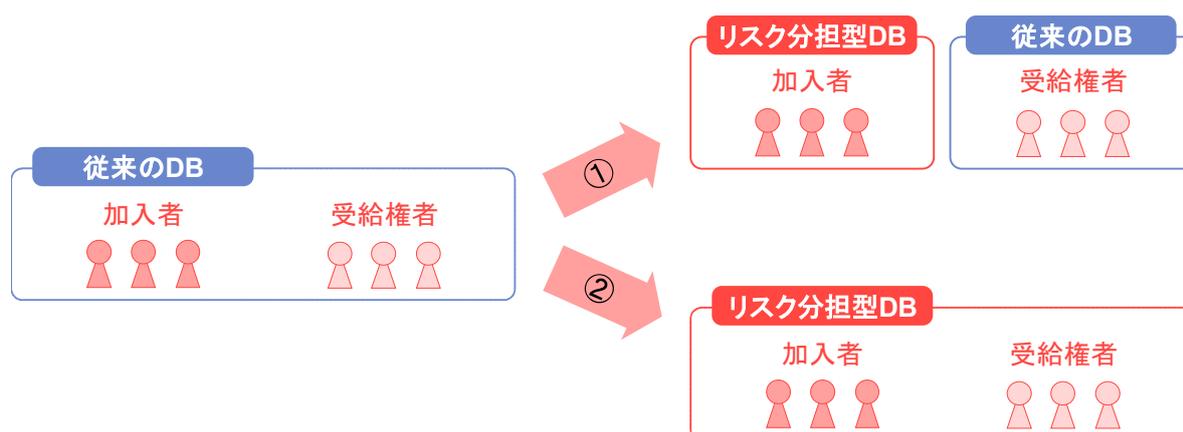
B 課長：リスク分担型 DB は、2017 年 1 月 1 日より実施可能となったこともあり（企業年金ノート 2017 年 2 月号（No.586）コラムご参照）、これから導入を検討されるお客さまも増えるかもしれませんね。今回、お客さまはどのような制度変更をご希望なのかしら？

A さん：「今の制度をあまり変えずに、退職給付債務（PBO）を減らしたい」「受給権者には今回の変更の影響が無いようにしたい」と伺いました。以前、PBO の認識を不要とする目的から確定拠出年金（DC）の導入を検討したものの、労使協議の結果、DC 導入を見送った経緯があるそうです。リスク分担型 DB の導入にあたっては、従業員とどのような協議が必要か教えて欲しいとの事でした。

B 課長：PBO の認識が原則不要となることは、リスク分担型 DB の大きな特徴の 1 つね。現行の受給権者に影響を及ぼしたくないのであれば、加入者のみをリスク分担型 DB へ移行することが考えられるわ。ただし、制度全体（加入者および受給権者）をリスク分担型 DB へ移行する場合は、手続きが違うのよ。

◆従来の DB からリスク分担型 DB への移行(例)

- ① 導入時点の受給権者は従来の DB のまま、加入者のみをリスク分担型 DB へ移行
- ② 受給権者を含めた制度全体をリスク分担型 DB へ移行



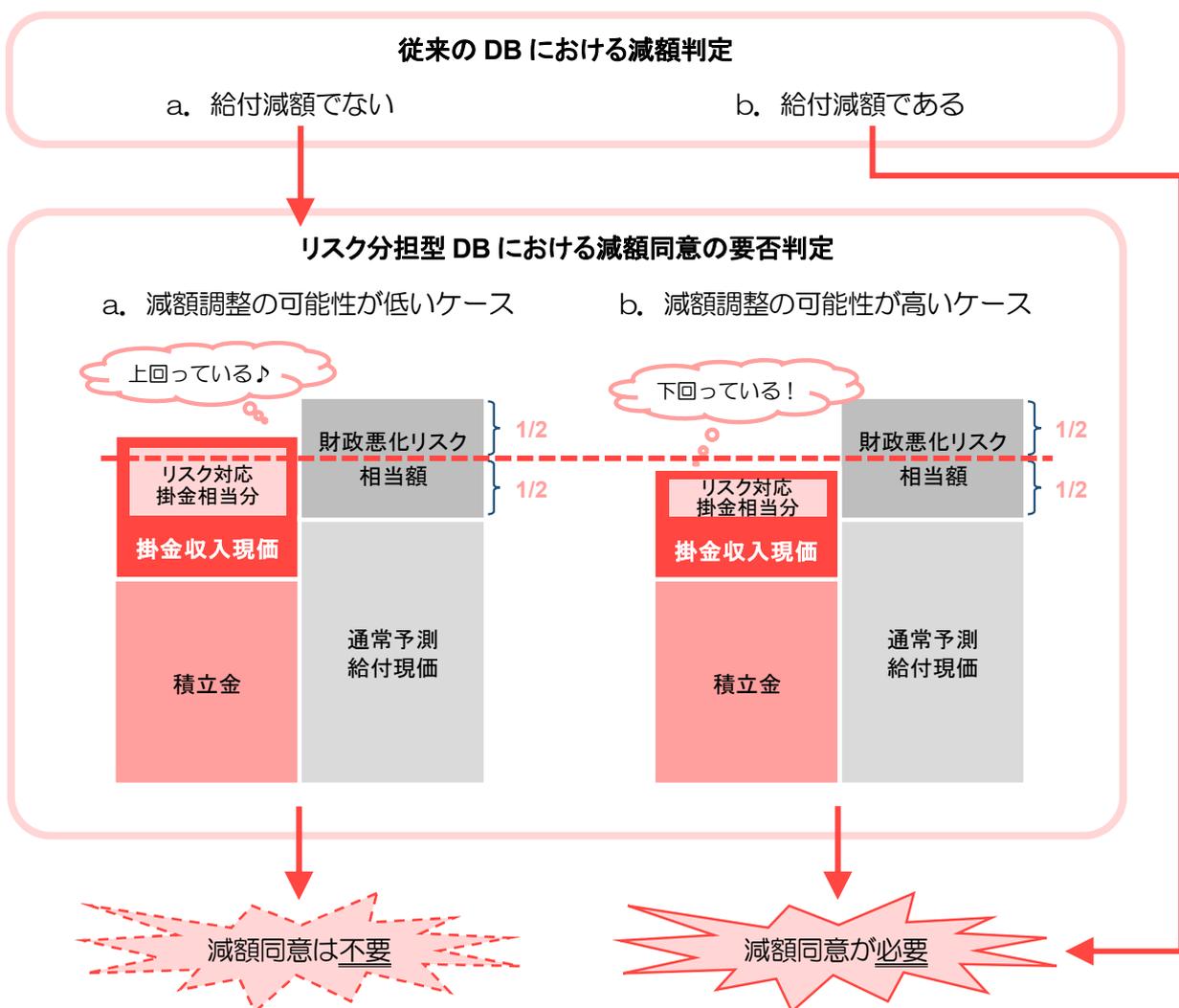
A さん：今回は、加入者のみをリスク分担型 DB へ移行する前提（上図①）でご案内しようと思います。この場合の手続きでは、どのような点に注意が必要でしょうか。

B 課長：まず、従来の DB に比べて大きな違いがあるのは、「給付の減額判定」よ。従来の DB からリスク分担型 DB への移行は、法令上はすべて給付減額として取り扱われるのよ。

A さん：えっ！？ 給付の減額調整が将来行われるとは限らないし、増額調整が行われるかもしれないのに、給付減額に該当するのですか？

B 課 長：その通りよ。ただし、給付減額の手続きが不要なケースもあるわよ。
A さ ん：えーと、給付減額と判定されるにもかかわらず、同意取得などが不要の場合があるということでしょうか？
B 課 長：そうよ。従来の DB における給付減額の判定方法は知っているわね。
A さ ん：はい。給付設計を変更した際、通常予測給付現価が減少した場合等に、給付減額と判定されます。
B 課 長：リスク分担型 DB の導入時においては、従来の判定基準に加えて、「積立金と掛金収入現価の合計額が通常予測給付現価と財政悪化リスク相当額の 1/2 の合計額を下回っている場合」は、給付の減額調整が将来行われる可能性が高いと判断され、給付減額の手続きが必要になるの。
A さ ん：「リスク対応掛金」や「財政悪化リスク相当額」の算定方法については、以前教えていただきましたよね（企業年金ノート 2016 年 9 月号（No.581）コラムご参照）。復習しておきます。

◆リスク分担型 DB 導入時の減額判定および減額同意取得の要否判定



A さ ん：給付減額の手続きが必要となった場合は、どのような手続きをすればよいのでしょうか。
B 課 長：従来の給付減額の場合と同じよ。加入者の 3 分の 1 以上で組織する労働組合の同意および加入者の 3 分の 2 以上の同意（または加入者の 3 分の 2 以上で組織する労働組合の同意）の取得が必要なの。
A さ ん：なるほど。給付減額に該当した場合は従来の手続きと同じだということがわかりました。一方、「積立金と掛金収入現価の合計額が通常予測給付現価と財政悪化リスク相当額の 1/2 の合計額

を上回っている場合」は、給付減額に係る同意は不要ということも理解しましたが、この場合であっても将来的に減額調整が起こるかもしれないですね。なのに減額同意は不要という整理で良いのか、とても気になります。

B 課長：そうですね。この場合は、減額調整される可能性が低いと整理されているの。もっとも、だからと言って、労使交渉の際に「減額調整は将来絶対に起こらない」などと説明してはいけないことを、お客さまに理解していただくことが重要よ。

A さん：よくわかりました。

B 課長：なお、下式のように「積立金と掛金収入現価の合計額」が「通常予測給付現価と財政悪化リスク相当額の1/2の合計額」を下回るような掛金しか設定しないと、掛金負担を低く抑えられる反面、給付額が将来減額されてしまう可能性は高くなるわ。だから、労使合意は得にくくなるかもしれないわね。

$$\text{積立金} + \text{掛金収入現価} < \text{通常予測給付現価} + (\text{財政悪化リスク相当額の} 1/2)$$

A さん：逆に、下式のように「積立金と掛金収入現価の合計額」が「通常予測給付現価と財政悪化リスク相当額の1/2の合計額」を上回るような掛金を設定すると、掛金負担額は上がるものの、労使合意は得やすくなるということですね。

$$\text{積立金} + \text{掛金収入現価} \geq \text{通常予測給付現価} + (\text{財政悪化リスク相当額の} 1/2)$$

B 課長：「財務の安定性」と「給付水準」を両立させるために、会社・従業員のどちらかに負担が偏り過ぎない制度にしていくことが、労使合意をとる上でポイントになるわね。

A さん：なんだか、リスク分担型 DB 導入の労使合意をとるのは大変そうですね。

B 課長：そうとも限らないわ。リスク分担型 DB には、大きく給付設計を変えることなく移行できるという強みがあるの。例えば、DB から DC への移行でも PBO を削減する効果はあるけど、DC では退職事由別の給付ができないので、給付水準を変えずに DB から DC へ移行することは難しいでしょう。

A さん：確かに。リスク分担型 DB は、掛金額の設定次第で、現行と同様の給付設計を維持できる可能性があるの、DC より加入者の理解が得やすそうですね。とはいえ、労使間での綿密なコミュニケーションがますます必要になりそうですね。

B 課長：その通りね。リスク分担型 DB の導入前に、「積立金の運用について記載した基本方針」の作成に、加入者も参画できる仕組みを十分に整えておく必要があるわ。また、制度導入後も、引き続き加入者の意見を聞く機会を設けたり、加入者や受給権者に情報提供したりしなければならないの。リスク分担型 DB における制度導入後の運営体制面の検討とあわせて、次回一緒に確認しましょう。

A さん：よろしくお願いします！（続く）

（年金業務部 年金信託室 申請契約グループ 尾林千恵）

企業年金ノート 2018(平成30)年10月号 No.606

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>